

沿岸広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年2月16日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 106号
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 宮古市川井第4地割19番31地先から19番1地先まで
 - イ 宮古市川井第3地割17番1地先から17番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成30年2月16日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで
- 2（1） 路線名 340号
 - （2） 供用開始の区間 宮古市川井第6地割104番1地先から104番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成30年2月16日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで